



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
刑事事件／馬券払戻金を除外した虚偽申告

～ 銀行調査における違法の程度 ～

今回は、税務調査に当たり、いわゆる「横目」と言われる手法により収集した証拠資料の有効性が争われた刑事事件をご紹介します。（平成30年5月9日大阪地裁・有罪・Z999-9156）

∞

∞

∞

∞

＜事案の概要＞

本件は、被告人が、馬券の払戻金による一時所得を除外した虚偽の所得税の確定申告をし、平成24年分及び平成26年分の所得税額合計6200万円余りをほ脱したという事案です。弁護人は、被告人の脱税が発覚した経緯につき、査察官の査察調査の際にいわゆる横目調査あるいは悉皆調査といった、プライバシー等を侵害する重大な違法調査がなされた可能性が否定できない旨主張しました。

＜大阪地裁の判断＞

裁判所は、次のように判示し、被告人を懲役6月（執行猶予）及び罰金1200万円に処しました。

本件発覚の端緒は、A銀行B支店の被告人名義の普通預金口座に日本中央競馬会から2億3000万円余りの高額の振込入金が行なわれていることなどを、別件犯則事件につき同支店に対する金融機関調査を行っていた大阪国税局査察部査察官Cが発見したことによる。Cは、別件犯則事件においてB支店を調査対象とした具体的事情等について、公務員が知り得た事実で職務上の秘密に関するものであることを理由に証言を拒絶し、監督官庁である大阪国税局は、刑事訴訟法144条に基づく当裁判所からの承諾の求めを拒絶したため、上記事項についての具体的証言は得られていない。

A銀行B支店において行われた別件犯則事件の調査については、その対象範囲の絞り込みが不十分であった疑いは否定できず、Cが被告人名義の普通預金口座の情報を持ち帰った点についても、別件犯則事件の調査というよりも、むしろ被告人に対する所得税法違反の調査を主眼としていた疑いも否定できず（この点に反するC証言は信用できない）、これら一連の調査については、違法である疑いが残るところである。

しかしながら、A銀行B支店に対する金融機関調査は、別件犯則事件の調査の一環として、銀行側の協力の下で行われた任意調査であり、確認すべき口座情報の範囲についても銀行側の了解を得ていると認められること、被告人名義の普通預金口座の入出金情報を覚知してからは、被告人に対する所得税法違反の犯則調査としてこれに対処することが可能であり、その場合は、銀行側も任意調査に応じたと考えられることなどの事情に照らすと、査察官の行った調査における違法の程度は重大とまではいえない。

そうすると、本件調査によって得られた銀行口座の情報を基に作成された査察官調査書の証拠能力を否定しなければならないほどの重大な違法は認められない。よって、査察官調査書が違法収集証拠として排除されるべきであるとの弁護人の主張には理由がない。

弁護人の主張（公訴権濫用又は可罰的違法性の不存在）については、そもそも、検察官には広範な訴追裁量がある上、本件のほ脱税額が合計6200万円余りと多額であること、ほ脱が単年度ではなく2か年分に及んでいること、本件が虚偽過少申告ほ脱犯の事案であること、被告人が馬券の払戻金について納税義務があることを確定的に認識していたことなどの事情を踏まえれば、犯則調査手続に違法の疑いがあることを加味して考えたとしても、本件公訴提起が公訴権濫用に当たるとはいえず、また、本件事案が可罰的違法性を欠くものともいえない。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 茜子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判5頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第300号(平成30年7月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628